

O I T A えんむす部 結婚おうえん団登録制度実施要領

(目的)

第1条 当登録制度は、出会い・結婚支援に取り組む企業・団体を県で登録し、県ホームページ等で広く県民に紹介することで、企業や団体の結婚に対する自主的な取組を促進するとともに、社会全体で結婚を応援する機運を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「O I T A えんむす部 結婚おうえん団」(以下「結婚おうえん団」という。)とは、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう、必要な支援や環境整備についての自主宣言(以下「結婚応援宣言」)を行ない、出会い・結婚を応援する企業・団体として大分県が認めた者をいう。

2 この要領において、「メールマガジン会員」(以下「メルマガ会員」という。)とは、結婚おうえん団が実施する出会いイベントの情報を、九州・山口地域あかい糸めーる(以下「メルマガ」という。)を通じて、パソコン、携帯電話で受け取る者をいう。

(事務局の設置)

第3条 事務局は、O I T A えんむす部 出会いサポートセンターに設置する。

(結婚おうえん団の対象者)

第4条 市町村又は大分県内に事務所又は事業所等がある企業及び団体で次の各号の一に該当しない者は結婚おうえん団になることができる。

- 一 宗教法人(団体)や政治活動を主たる目的とする団体
- 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

(結婚おうえん団の登録)

第5条 結婚おうえん団になろうとする者は、事務局に対し「O I T A えんむす部 結婚おうえん団登録申込書」(様式第1号)を提出するものとする。ただし、第7条に規定する結婚おうえんイベントを実施しようとする者は、県こども未来課に対し同申込書を提出する。

なお、市町村は申込み不要とする。

- 2 事務局は、書類審査、面接調査等により登録申込みの内容を審査し、結婚おうえん団として適当であると認めたときは登録を行うこととする。
- 3 前項において、事務局の指導に従わない、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切

な行為があったものについては登録を行わないこととする。

- 4 登録に際し、事務局への登録料・手数料等の料金は要しない。
- 5 結婚おうえん団は、法人及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
- 6 結婚おうえん団は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するものとする。

(結婚応援宣言)

第6条 結婚応援宣言は、個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたることがないよう、十分配慮したものでなければならない。

- 2 事務局は、結婚応援宣言を広く県民に周知するため、宣言内容を事務局のホームページ等に掲載し、発信するものとする。
- 3 事務局は、結婚おうえん団に対し、「OITAえんむす部 結婚おうえん団」ロゴマークの使用を認めることとする。

(結婚おうえんイベントの実施)

第7条 メルマガ配信対象となる結婚おうえんイベント（以下「結婚おうえんイベント」という。）を実施しようとする結婚おうえん団は、別に定める「結婚おうえんイベント開催要領」に基づき、事務局の指導、助言を受け当該イベントを実施するものとする。

- 2 結婚おうえんイベントを実施しようとする結婚おうえん団は、第1項に規定する結婚おうえんイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
 - 一 結婚おうえんイベントを実施する経費について、事務局から助成はしないため、結婚おうえん団が負担すること
 - 二 結婚おうえんイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定すること
 - 三 結婚おうえんイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと
 - 四 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
 - 五 結婚おうえんイベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、結婚おうえんイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと
 - 六 結婚おうえんイベントを開催するにあたっては、関係する法令を遵守すること
 - 七 結婚おうえんイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること
- 3 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベントを実施しようとするときは、事務局に「おおい結婚おうえんイベント実施計画書」（様式第2号）を提出することとする。

- 4 事務局は、結婚おうえんイベント実施計画書の内容を確認、調整した上で、事務局が運営するメルマガ等で、イベント情報の発信を行うこととする。
- 5 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベント終了後、速やかに「おおい結婚おうえんイベント実施報告書」（様式第3号）により実施状況を事務局に報告することとする。

（個人情報の適正な取扱い）

- 第8条 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベントの実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び大分県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。第5条第3項及び第6項並びに第10条に基づき結婚おうえん団でなくなった後においても同様とする。
- 2 結婚おうえんイベントへの申込者や参加者の個人情報は、結婚おうえん団の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
 - 3 結婚おうえん団は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
 - 4 結婚おうえん団は、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。

（結婚おうえんイベントへの参加の制限）

- 第9条 独身者が結婚おうえんイベントへの参加を希望する場合であっても、次の各号の一に該当する場合は結婚おうえんイベントへの参加を制限することができるものとする。
- 一 事務局の指導に従わない場合
 - 二 他の結婚おうえん団に対する迷惑行為が認められる場合
 - 三 本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う又はその恐れがあるなど、不適切な行為が認められる場合

（結婚おうえん団の取消）

- 第10条 次の各号の一に該当する場合は、事務局は、結婚おうえん団の登録を取り消すことができるものとする。
- 一 本要領に反する行為があったと認められる場合
 - 二 事務局の指導に従わない、社会的信用を損なう恐れがあるなど、結婚おうえん団として不適切な行為があったと認められる場合

（メルマガ会員）

- 第11条 メルマガによる結婚おうえんイベント情報の配信を希望する者は、事務局が運営するホームページを通じ、次に掲げる項目を登録するものとする。

- 一 配信を希望するメールアドレス
 - 二 性別
 - 三 年齢
 - 四 在住県
 - 五 配信設定
- 2 事務局は、メルマガ会員が、当事業の目的に反する利用をした場合並びに他の結婚おうえんイベント参加者及び結婚おうえん団等に対する迷惑行為があった場合には、登録を取消することができる。

第12条 この要領を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和元年10月28日から施行する。
- 2 この要領の施行日に、「メールマガジン『九州・山口地域あかい糸めーる』大分県実施要領」第4条に規定する「おおいた出会い応援団体」に登録されている企業・団体及び結婚応援宣言を行っている企業・団体については、結婚おうえん団とみなす。ただし、結婚応援宣言を行っている企業・団体が新たにメルマガ配信を希望する場合は、新規の団体登録と同様の取扱いとする。

結婚おうえんイベント（九州・山口あかい糸めーる配信対象イベント） 開催要領

この要領では、「OITAえんむす部 結婚おうえん団登録制度実施要領」（以下「実施要領」という。）第7条に規定する「結婚おうえんイベント（九州・山口あかい糸めーるの配信対象イベント）」の実施にあたっての留意事項を示します。

OITAえんむす部 結婚おうえん団（以下「結婚おうえん団」という。）においては、それぞれの特徴を活かしつつ、イベント主催者としての責任を持ってイベントの企画・実施を行ってください。

～イベント例～

- 出会いの場となるパーティーや食事会、バスツアーなど
- バーベキュー、スポーツなど独身男女が一緒に取り組める体験活動
- 婚活に役立つマナーアップ講座等の婚活セミナー

1. イベント企画について

- (1) 結婚おうえんイベントの配信回数は1団体につき1カ月に3回までとします。
- (2) 参加人数は男女各5名以上で同数とし、参加費は男女同額で実費相当額とします。
(※商工会議所、商工会、JC、JA、漁協等の団体が、農業・漁業・商工業などの担い手対策・後継者対策として実施するイベントや県、市町村が地域振興や少子化対策として実施するイベント等、男女の条件の差異に合理的理由がある場合を除きます。)
- (3) 参加費の上限は、6,000円とします。(※旅行関係のイベントは除く)
- (4) キャンセル料の設定・徴収は、結婚おうえん団が行うものとします。

2. イベント実施までの流れ

- (1) 結婚おうえん団は、イベントの開催日時、場所、内容を決定する前に（変更可能な時点で）「結婚おうえんイベント実施計画書」（実施要領様式第2号）を事務局に提出する。
(添付書類) イベント参加申込用紙や参加者プロフィール用紙等
(※イベント実施にあたり、参加(希望)者から取得する個人情報の種類が分かるもの)
⇒事務局は、実施計画書の内容を確認・調整の上、イベント情報のメール配信を決定
- (2) 事務局がイベント情報をメールマガジンにより配信し、結婚おうえん団は参加申込の受付を開始
(※参加受付終了後、男女各5名に達しない場合は中止)
- (3) 結婚おうえん団が参加者を抽選又は先着順で決定し、参加者に対してメール、郵送等で通知する。

《参考：パーティーの場合のモデル例》

- ① 受付(身分証による本人確認や年齢確認と参加費の徴収を行います。)
- ② 開会・進行内容説明
- ③ 飲食タイム
- ④ 1対1でのトーク
- ⑤ フリータイム
- ⑥ カップリング又は連絡先交換(カップリング数又は連絡先交換数は下記4の「結婚おうえんイベント実施報告書」(実施要領 様式第3号)への記載が必要です。)

4. イベント終了後

「結婚おうえんイベント実施報告書」（実施要領 様式第3号）を事務局に提出。

5. 注意事項

- (1) 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (2) 結婚おうえんイベントへの申込者や参加者の個人情報は、結婚おうえん団の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用しないこと。
- (3) 結婚おうえん団は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
- (4) 結婚おうえん団は、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。
- (5) 以上の事項は、結婚おうえん団からの登録辞退、実施要領第5条第3項及び第10条に基づき結婚おうえん団でなくなった後において同様とします。

(様式第1号)

○ I T A えんむす部 結婚おうえん団登録申込書

おおいたのご縁を応援!



年 月 日

○ I T A えんむす部 結婚おうえん団登録事務局 殿

申込者 ふりがな
団体名
代表者職名
ふりがな
代表者氏名
生年月日 S・H

年 月 日

印

○ I T A えんむす部 結婚おうえん団登録制度実施要領（以下「実施要領」という。）第5条に基づき、下記のとおり「結婚おうえん団」への登録を申込みます。
なお、登録の上は実施要領を遵守します。

記

1 結婚応援宣言

具体的な取組内容を宣言してください。

宣言内容（取組内容）は、団体情報（団体名、所在地、TEL）とともに、事務局ホームページに掲載し、情報発信を行います。

結婚応援宣言

我が社（団体）は、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、次の取組みを行うことを宣言します。

【取組内容（宣言）】（以下から選択してください。）

- I T A えんむす部出会いサポートセンターの広報に協力します。
- 独身者に対して、出会い・結婚応援イベントの周知、情報提供を行います。
- 結婚後・出産後も働きやすい職場環境づくりに務めます。
- 出会いイベント等（パーティーやマナーアップ講座等）を実施します。
 出会いイベント等を行う際は、「九州・山口地域あかい糸めーる」での情報発信を希望します。
- その他

()

2 貴団体に関する内容について以下の欄に記入してください。

項目	内容
確認事項(チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 当団体の事業主・役員は暴力団員に該当せず、また密接な関係もありません。 <input type="checkbox"/> 当団体は宗教法人（団体）及び政治団体ではありません。
団体概要(チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 出会い、結婚の斡旋等を業としています。 <input type="checkbox"/> 出会い、結婚の斡旋等を業としていません。
設立年月日	
従業員又は会員数	人

所在地	〒 ー
TEL	
メールアドレス	
ホームページURL	

【担当責任者】

氏 名：

所 属：

電 話：

メ ー ル：

(添付書類)

本申込書に下記の書類を添付してください。

- ・団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）
- ・暴力団排除に係る誓約書（別添）

※必要に応じて、財務諸表等を提出していただく場合があります。

〈別添（様式第1号）〉

暴力団排除に係る誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の法人役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

法人名

法人事務所所在地

代表者住所

(ふりがな)

代表者氏名

Ⓢ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

結婚おうえんイベント実施計画書

年 月 日

〇 I T A えんむす部 結婚おうえん団登録事務局 殿

団体名 (団体コード)
代表者氏名
担当者氏名

次のとおり結婚おうえんイベントを開催したいので届け出ます。

項目	内容	メルマガ掲載項目
イベント名称		○
サブタイトル (※任意記載)		○
イベント説明文		○
開催日	年 月 日 (曜日)	○
時間	(開始時間) : ~ (終了時間) : (受付開始) : ~	○
会場		○
内容	※イベントの進行スケジュール等を記載してください。	○
参加資格	※参加対象となる独身男女の年齢等を記載してください。 例) 〇〇歳以上〇〇歳以下の独身男女	○
参加費	※合理的な理由がある場合を除き、参加費は男女同額としてください。 円	○
募集人数	※合理的な理由がある場合を除き、参加人数は男女同数としてください。 名 (男女とも 名)	○
応募方法	※イベント情報を掲載したホームページURLや申込み先となる主催団体名、電話番号等を記載してください。	○
問合せ先	※申込み先団体名、電話番号等と重複する場合も、記載してください。	○
「旅行」に関する問合せ先	※バスツアー等の旅行業法に該当する場合は、「旅行」に関する問合せ先も記載してください。	○
キャンセルに関する事項	年 月 日 (曜日) 以降 キャンセル料 円	○
申込締切・抽選日	申込締切 : 年 月 日 (曜日) 抽 選 日 : 年 月 日 (曜日)	○
備考欄 (※任意記載)		○
コーディネーター 氏名 (司会進行役)		-

(添付書類) イベント参加申込用紙や参加者プロフィール用紙等、参加(希望)者から取得する個人情報の種類分かる書類

(様式第3号)

結婚おうえんイベント実施報告書

年 月 日

〇 I T A えんむす部 結婚おうえん団登録事務局 殿

団 体 名 (団体コード)
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名

結婚おうえんイベントの実施結果について、下記のとおり報告します。

項 目	内 容
イベント名称	
当日の実施体制	(担当責任者氏名) (コーディネーター氏名)
日時	年 月 日 () : ~ :
場 所 (会場)	
実施内容 (具体的に)	
募集人数	男性 : 人 女性 : 人
応募者数	男性 : 人 女性 : 人
参加者数	男性 : 人 女性 : 人
参 加 費	円
カップル成立数又は連絡先交換数 (セミナーのみは不要)	組
実施事業の評価	※実施して良かった点、改善すべき点など気付いた点を記載してください。